

- 高濃度PCB含有電気工作物の設置者に対して、電気事業法関係省令等を改正し、使用禁止、廃止見込み届出等の義務を措置する予定。
- 改正施行日は、8月上旬（予定）

1．電気設備技術基準省令の改正

- (1) 経過措置で継続使用が認められていた、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を使用禁止に。
- (2) 使用禁止の時期は、PCB特措法と同様、原則として処分期間を過ぎた日以降とするよう規定し、特例の場合には、その1年後の日以降とするよう規定。

2．電気関係報告規則の改正

- (1) 高濃度の廃止予定時期等を記載した管理状況（仮称）を、毎年度6月末日までに届出を求める。
- (2) 廃止時期を特例期間内で延長した場合は、遅滞なく管理状況を変更し、届出を求める。

3．関係告示の改正

- (1) 電技省令の期限までに廃止しなければならない対象を規定。具体的には、報告規則と同じ12種類を規定。
- (2) 電技省令の「期限」を新たに定める。具体的には、PCB特措法で定める相当の期限を引用して規定。

4．関係内規の改正

- (1) PCB含有電気工作物の掘り起こしのため、電気主任技術者等による対象電気工作物の確認を求める。